

# 橘通C1事業報告

事業の経過を振りかえって



## まちづくり宣言



年月日	委員会名	場所	会議内容
平成元年			
7. 6	C1事務局会議	C1委員会事務局	C1事業目的等 予算作成等
7. 12	"	"	橘通C1委員会名簿作成等
7. 19	"	"	これまでの会議内容の再確認等
7. 24	"	"	八通等
8. 9	"	"	今後のスケジュール案確認等
8. 16	"	"	橘通C1委員会名簿チェック
8. 23	"	"	土地流出について等
8. 30	"	"	"
9. 1	ハード部会	"	C1の目的、事業計画等
9. 5	"	"	商店街の事業年度目的等
9. 6	C1事務局会議	"	ハード部会、会合での協議内容等
9. 12	ハード部会	"	見解に対する問題点等
9. 13	C1事務局会議	"	グループインタビュー結果報告等
9. 20	C1事務局会議	"	アーケード撤去費用、ファサード回収費用等
9. 22	ハード部会	"	建設省よりキャブ工事計画説明
9. 28	"	"	アーケード推進について等
9. 28	C1事務局会議	"	今後の進め方について説明等
9. 28	C1事務局会議	"	今後の進め方について説明等
10. 2	"	"	専門委員会、C1委員会打合せ
10. 4	第1回C1専門委員会	宮崎市役所	正・副委員長承認決定等
10. 6	第1回C1委員会	ホテルメリアン	正・副委員長承認経緯説明等
10. 24	ハード部会	C1委員会事務局	建設省より事業予定工程表の説明等
11. 1	C1事務局会議	"	アーケード、キャブ工事問題等
11. 1-15	"	"	消費者・経営者意識調査
11. 7	ハード部会	"	アーケード、キャブ工事スケジュール説明等
11. 8	C1事務局会議	"	商店街実態調査について等
11. 13	ハード部会	"	関係機関より具体的説明等
11. 16	C1事務局会議	"	グループインタビュー結果報告等
11. 28	ハード部会	"	路面舗装について等
12. 1	C1事務局会議	"	今までのハード、ソフト両面について検討
12. 8	"	"	幹部会開催の打合せ
12. 12	ハード部会	"	第9回ハード部会
12. 13	ソフト委員会	"	消費者・経営者アンケート調査結果の概要等
12. 21	"	"	マトリックスの作成等
平成2年			
1. 8	C1事務局会議	"	第2、3回の専門委員会日程打合せ
1. 19	"	"	第2回専門委員会について資料説明
1. 23	"	"	歩道敷石の問題等
1. 25	"	"	経過報告等
2. 1	第2回C1専門委員会	宮崎市役所	商店街コンセプト、テーマ、デザイン、街区イメージ等
2. 7	ハード部会	ホテルメリアン	現状報告と問題点
2. 20	C1事務局会議	C1委員会事務局	"
3. 1	C1事務局会議	"	まとめの打合せ
3. 6	第3回C1専門委員会	宮崎市役所	まとめ
3. 13	第3回C1委員会	ホテルプラザ	まとめ

### 協定事項(案)

#### 1. 建物の新築・増改築の場合

①施主等関係人は、できる限り早期の段階で計画概要を商店街C1委員会に説明することとする。

まちづくり委員会は事前調整のうえ、公共団体等関係団体・機関と協議し、調和のとれた花の街づくりの方向づけを行うこととする。

②上記の事前調整事項は概ね次のとおりとする。

- A. 建築形態に関する事項
- イ. 広場等公共空地
  - ロ. 共同建築
  - ハ. 看板、広告物
  - ニ. シャッター、フェンス

#### 2. 既存建物の改修・改築の場合

①改修・改築にあたっては、新築・増改築の場合に準じ、事前調整協議を行うこととする。

#### 3. 公共・公有物の現状回復後

①公共・公有物の施工部分に何らかの変化を及ぼす原因者は、事前にまちづくり委員会に工事計画を説明し、同意を得ることとする。

②まちづくり委員会は上記の場合、同意する前に必要に応じて公共団体等関係団体・機関と協議するものとする。

#### 4. 公有物の清掃・管理

①公有物の清掃・管理は、商店街事務局と組員が共同で行うものとする。

公有物とは、ストリートファニチャー、街路樹、花壇、案内板をいう。

②上記清掃・管理は、別途公有物管理運営規定を作成し、その規程に基づくものとする。

#### 5. 歩道上の利用

- ①歩道上に商品を陳列したり、荷物置場、荷置き場として利用しない。
- ②各個店の前の清掃については毎日実施する。
- ③各個店のゴミについては、歩道上に常設とせず、回収日の数時間前に限ってゴミを出す。
- ④歩道上の個店の看板は禁止する。

#### 6. その他

- ①花の街づくり事業の推進に伴い派生する各店別の必要工事については、原則として、各店の費用負担により行うこととする。
- ②その他街づくり事業に関連する事項については、まちづくり委員会と十分事前協議し、その効果をあげるべく努めるものとする。

7. この協定事項の実施にあたって、必要に応じ細目を設定することができる。